

(別紙1)

令和5年度「地方応援隊」応募要項

令和5年2月
国土交通省国土政策局
農林水産省農村振興局

1. 「地方応援隊」とは

① 背景

条件不利地域の振興等を所掌する国土交通省国土政策局では、令和2年度より、一部の条件不利地域の小規模市町村に、係長級の若手を中心に、志願した職員を割り当て、当該市町村の職員等と連携しながら、当該市町村が抱える課題の解決を支援する「地方応援隊」の取組を試行的に開始していたところで、そこで、対象となった市町村や活動に携わった職員から聞き取りを行ったところ、肯定的なご意見を多数いただいたことを踏まえ、令和4年度以降、体制を中山間地域等の振興を所掌する農林水産省農村振興局や省内他部局等とともに連携することで拡大するとともに、取組を本格化させ、対象となる市町村を公募することとしました。

令和5年2月現在、計23市町村に職員を「地方応援隊員」として割り当てて活動しております。これまでの活動対象市町村や活動内容は、HPに掲載しております活動報告書を御覧ください。

② 活動趣旨

国土交通省国土政策局や農林水産省農村振興局等の若手職員で志願した者を地方応援隊員として任命の上、応募があった市町村ごとに担当を割り当てます。各隊員は、当該市町村における地域課題を具体的に整理し、その解決に向けた取組の方向性を市町村に提示するとともに、市町村職員との人脈を形成し、国に対する身近な相談窓口になることを目指して活動を行います。

③ 活動内容

隊員が担当市町村を訪れ、現地を実際に見ながら地域の課題を確認した上で、WEB会議等のオンラインツールも活用しながら課題に関する調査や解決に向けた方策の提案等の作業を行います。活動頻度としては、現地訪問を年に数回程度、WEB会議等オンラインでのやりとりを月に一回程度行う想定です。ただし、隊員の業務状況や予算、感染症の発生・まん延状況等の事情により、WEB会議や現地訪問の頻度等を個別に調整させていただく可能性がございますのでご注意ください。

④ 活動期間等について

今回の応募で新たに対象となった市町村に係る活動開始時期は、令和5年4月を予定しております。活動期間については、上述のとおり、各隊員と市町村職員との人脈の形成も目的としていること等を踏まえ、原則として職員の異動スパンである2年といたします。（期間について別段の希望があれば応募申請書にご記入ください。）ただし、隊員の人事異動等の事情に応じて活動期間について個別に相談させていただく場合もございますのでご留意ください。

なお、2年経過後も活動継続のご意向がある場合は、事務局における検討を踏まえ、1年に限り延長できることといたします。当該延長後も活動を継続されたい場合は、その時点での応募要項を踏まえ、再度、応募手続きをお願いいたします。

⑤ 隊員について

国土交通省国土政策局や農林水産省農村振興局等の主に課長補佐級から係長・係員級までの若手職員の中から、1市町村あたり2名程度ずつ割り当てます。基本的に、活動期間中は同じ隊員が担当することとしておりますが、人事異動や隊員の業務状況等の事情により、隊員が変更となる可能性がありますのでご留意ください。

2. 応募について

① 応募対象市町村

応募対象市町村は、原則として以下の地域を全部又は一部含む小規模市町村とします。なお、市町村職員の中に国土交通省及び農林水産省（地方支分部局含む）からの出向者がいる場合も応募は可能ですが、活動内容等について個別にご相談させていただく可能性がございます。

- 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯
- 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域
- 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域
- 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山

村

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

② 募集期間

令和5年2月6日（月）～3月10日（金）

③ 応募方法

別紙2の応募様式に所定の事項を記入の上、募集期間内に、「⑤ 問い合わせ先」に記載の2つのメールアドレスにまとめて提出をお願いいたします。

※ 応募に際しては、各市町村の首長に確認をとっていただくようお願いいたします。

④ 選定について

今回の応募による活動対象市町村の数は、10～15程度を想定しております。想定を上回る多くの市町村から応募をいただいた場合、応募理由をはじめ諸事情を総合的に勘案の上、活動対象市町村を選定させていただく可能性がございます。選定結果につきましては、令和5年4月14日（金）までにメールにてご連絡いたします。

⑤ 問い合わせ先

【事務局】国土交通省国土政策局総務課 木村、大村、佐藤
農林水産省農村振興局総務課 佐久間、原島
農村計画課 渡部、北中

TEL：03-5253-8350（国土交通省国土政策局総務課 直通）

メールアドレス：hqt-kokusei-chihououen@gxb.mlit.go.jp
maff-noushin-chihououen@maff.go.jp

※応募様式の提出に当たっては、必ず上記2つのアドレス両方にまとめてお送りいただきますようお願いいたします。

⑥ その他

- 本取組について、基本的に市町村の費用負担はございません。
- 本取組は、個別事業と連動した施策ではありませんので、取組対象市町村に選定されたことにより特定の事業の採択等が有利になることはございません。
- 提出いただいた応募様式の内容について、担当より個別にご連絡する可能性がありますのでご注意ください。
- 本取組について想定される主なご質問について、以下にQ&Aがありますので適宜ご参照ください。
- ご不明点等があればお気軽に担当までご連絡ください。

3. Q&A

想定される主なご質問とそれに対する回答を記載しておりますので、適宜ご参照ください。

Q1. 本取組を活用するメリットは何か

A1. 本取組は国土政策局及び農村振興局等の若手職員が、対象市町村職員等との議論等を踏まえながら、地域課題を整理し、制度に関する情報提供や課題解決に向けた方向性を提案することを目的とする取組です。そのため、対象市町村にとっては、国の若手職員目線での関係制度等の情報共有や課題解決の方向性の提案を受けることができるほか、国の職員との人的つながりを形成できる点がメリットであると考えております。

Q2. 隊員には具体的にどのような活動を行ってもらえるのか。

A2. これまで、隊員は以下のような活動を行ってまいりました。このように、市町村・地域が抱える様々な課題の解決について支援を行います。

- 利用が低迷している町有施設の利活用に向けた活用方策の提案
- デジタルを活用した地域づくりに向け、アイデアの提案
- 観光振興施策や地方創生推進交付金制度の有用な活用方法の助言、有志職員への講演会の実施
- 観光拠点施設の整備に向け、整備内容に係る提案
- 条例制定に向け、法制的な観点での助言や他市町村の情報提供
- 地元の民間企業等の有志から構成される団体による、地域の理想的な姿に関する構想の作成に当たっての議論への参画
- 市主催の地元住民への制度説明会への同席、説明
- 関係制度・事業等の情報提供 等

これまでの活動対象市町村や活動内容は、HPに掲載しております活動報告書を御覧ください。

Q3. 小規模市町村とはどの程度の規模なのか。

A3. 小規模市町村の範囲については、基本的には人口が5万人程度までの市町村を想定しております。なお、多くの応募をいただいた場合、人口規模等も勘案して対象市町村を選定させていただく予定です。

Q4. 応募多数の場合は何を基準に選定がなされるのか。

A4. 応募理由をはじめ諸事情を総合的に勘案の上、選定させていただきます。「応募理由」については、地域課題の重大性ではなく、活動期間を通じて隊員が伴走する上で適切な課題かどうかなどの観点から選定させていただきます。また、「諸事情」とは、活動対象市町村全体のエリアのバランス等を指します。

Q5. 希望すれば隊員の派遣の要請も可能となるのか。

A5. 1. の③で記載しているとおり、活動の一環として現地訪問も想定しておりますが、隊員の他の業務等の事情もありますので、派遣のような一定期間の滞在までは想定しておりません。

Q6. 対象市町村となった後、活動を休止または辞退することは可能か。

A6. 1. の④で記載しているとおり、活動期間の目安を令和5年4月から2年としており、そのことを前提として職員を隊員として割り当てているため、原則として途中の休止または辞退については想定していません。一方、市町村固有のやむをえない事情や活動に当たった支障等が発生した場合には、事務局において活動の継続に係る適否を判断いたしますので、まずは担当隊員までご相談ください。

Q7. 本取組は今後も定期的に公募を行う予定なのか。

A7. 現時点では、今後も、毎年度公募を行う取組としていきたいと考えております。